

## 新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応状況等について

令和2年8月24日  
教育委員会

### 記

#### 1 感染者の発生状況（8月23日まで）

	市町村立学校（※） (京都市立学校を除く)		府立学校（※）	
	児童生徒	教職員	児童生徒	教職員
人数	10人	2人	2人	1人

※ いずれも家庭での接触により感染

※ 市町村立及び府立学校においては、学校内での濃厚接触者は全て陰性

#### 2 府立学校で感染が確認された場合の対応

- ① 保護者の不安感払拭のため学校名を原則公表
- ② 学校の全部又は一部を臨時休業し、学校内の消毒を実施
- ③ 保健所と連携し濃厚接触者を特定し、濃厚接触者は2週間の自宅待機（出席停止）
- ④ 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況等を踏まえ、感染状況を確認

#### 3 府立学校における夏季休業以降の教育活動への対応

##### （1）宿泊を伴う教育活動の扱い

活動場所は、原則、京都府内とする。ただし、府外でも活動地域の感染状況や施設の感染対策及び移動時における感染リスク等から、実施が可能であると判断できる場合はこの限りではない。

※ 修学旅行（研修旅行）については、実施予定期が10月以降であることから、現時点では上記制限の対象とはせず、改めて検討

##### （2）部活動の扱い

他府県の学校との交流は禁止し、活動場所は、原則、京都府内とする。ただし、府外でも活動地域の感染状況や施設の感染対策及び移動時における感染リスク等から、実施が可能であると判断できる場合はこの限りではない。

##### （3）その他

ア 補習や自習室において陽性者が判明した場合に濃厚接触者が特定できるよう利用者の確認（利用者名簿の設置等）と座席を指定する等、追跡可能な対応とする。

イ 児童・生徒及びその家族等に新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合は、学校へ速やかに連絡させる。

ウ 引き続き、新しい生活様式を徹底し、感染拡大防止に万全を期すとともに、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮する。